

令和5年度 社会保障財源交付金(引き上げ分の地方消費税交付金)の用途について

平成26年4月1日及び令和元年10月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、用途を明らかにし、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。本表は、総務省自治税務局都道府県税課長通知に基づくものです。

令和5年度決算における地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

歳入	令和5年度社会保障財源交付金	171,946	千円
歳出	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（社会保障財源交付金の充当可能事業）	2,465,778	千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名			事業費	財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	町 債	その他		うち社会保障 財源交付金分	うち その他
社会福祉	社会福祉費	社会福祉総務費	234,531	186,601		3,401	44,529	7,181	37,348
		老人福祉費（介護・後期除く）	66,674	36,441		4,004	26,229	4,230	21,999
		障害者福祉費	372,562	267,121		35	105,406	16,999	88,407
		福祉医療費	94,114	33,170		1,547	59,397	9,579	49,818
	児童福祉費	児童福祉総務費	24,094	11,956		3,218	8,920	1,438	7,482
		児童措置費	269,090	203,763			65,327	10,536	54,791
		保育所費	603,898	387,960		26,476	189,462	30,555	158,907
	生活保護費	生活保護総務費	10,425	3,731			6,694	1,080	5,614
		生活保護扶助費	118,796	92,247		625	25,924	4,181	21,743
	災害救助費	災害救助費	5,364	3,750			1,614	260	1,354
	社会教育費	公民館費	24,277	14,467		3,070	6,740	1,087	5,653
	小 計		1,823,825	1,241,207		42,376	540,242	87,126	453,116
社会保険	社会福祉費	老人福祉費（介護・後期）	444,165	43,820		10,902	389,443	62,806	326,637
		国民健康保険費	94,521	49,046			45,475	7,334	38,141
	小 計		538,686	92,866		10,902	434,918	70,140	364,778
保健衛生	保健衛生費	保健衛生総務費	12,506	788		18	11,700	1,887	9,813
		母子衛生費	28,273	10,194		171	17,908	2,888	15,020
		予防費	59,676	814		256	58,606	9,452	49,154
		保健施設費	2,812				2,812	453	2,359
	小 計		103,267	11,796		445	91,026	14,680	76,346
合 計		2,465,778	1,345,869		53,723	1,066,186	171,946	894,240	

※ 事務費や事務職員の人件費を除く。ただし保健施設費については、人件費を除き管理経費として抽出。

※ 一般財源の割合で、社会保障財源交付金を按分。